

埼玉県介護保険財政安定化基金事業運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県介護保険財政安定化基金条例（平成12年埼玉県条例第30号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された埼玉県介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(拠出金の額の算定)

第2条 市町村は、計画期間（法第147条第2項第1項に規定する計画期間をいう以下同じ。）の前年度の知事が定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、計画期間への拠出を実施しない場合は省略できるものとする。

- (1) 標準給付費等見込額報告書（様式第1号）
- (2) 標準給付費等見込額計算書（様式第1（1）号）
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、市町村から提出された前項に掲げる書類に基づき、計画期間各年度の各市町村の拠出金の額を定め、財政安定化基金拠出金額決定通知書（様式第2号）により各市町村に通知する。ただし、計画期間への拠出を実施しない場合は省略できるものとする。

(拠出金の納付)

第3条 市町村は、各年度の拠出金の額を当該年度の知事が定める日までに、納付しなければならない。

(交付の申請)

第4条 基金から財政安定化基金事業交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとする市町村は、計画期間の最終年度の知事が定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、介護保険法附則第10条第2項による交付金の交付の場合は（2）から（4）を省略できるものとする。

- (1) 基金事業交付金交付申請書（様式第3号）
- (2) 基金事業交付金所要（見込）額計算書（様式第3（1）号）
- (3) 基金事業対象収入（見込）額報告書（様式第3（2）号）
- (4) 基金事業対象費用（見込）額報告書（様式第3（3）号）
- (5) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、市町村から交付金の交付の申請を受けたときは、提出された書類を審査のうえ、交付を適当と認めたときは、交付及び交付額を決定し、基金事業交付金交付決定書（様式第4号）により当該市町村に通知する。

(交付金の交付)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた市町村が交付金の交付を受けようとするときは、基金事業交付金請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による交付金請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付する。

(貸付金の貸付けの申請)

第7条 計画期間の1年度目及び2年度目において、基金から財政安定化基金事業貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の知事が定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業貸付金貸付申請書A（様式第6号）
- (2) 基金事業貸付金所要（見込）額計算書A（様式第6（1）号）
- (3) 単年度基金事業対象収入（見込）額報告書（様式第6（2）号）
- (4) 単年度基金事業対象費用（見込）額報告書（様式第6（3）号）
- (5) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(計画期間の3年度目に行う貸付けの申請)

2 計画期間の3年度目において、基金から貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の知事が定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業貸付金貸付申請書B（様式第7号）
- (2) 基金事業貸付金所要（見込）額計算書B（様式第7（1）号）
- (3) 基金事業対象収入（見込）額報告書（様式第7（2）号）
- (4) 基金事業対象費用（見込）額報告書（様式第7（3）号）
- (5) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第8条 知事は、市町村から貸付金の貸付けの申請を受けたときは、提出された書類を審査のうえ、貸付けを適当と認めたときは、貸付け及び貸付額を決定し、基金事業貸付金貸付決定書（様式第8号）により当該市町村に通知する。

(貸付金の貸付け)

第9条 前条の規定により貸付けの決定を受けた市町村が貸付金の貸付けを受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を、知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業貸付金請求書（様式第9号）
- (2) 借用証書（様式第10号）
- (3) 基金事業貸付金償還計画書（様式第11号）

2 知事は、前項の規定による貸付金請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付ける。

(償還期限)

第10条 貸付金の償還期限は、次期計画期間の3年度目までとする。

ただし、第14条に規定する繰上償還を行う場合はこの限りではない。

(償還期限の特例)

第11条 前条前段の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの計画期間において貸付を受けた貸付金のうち、知事が適当と認めるものの償還期限は令和11年度末又は令和14年度末までとすることができます。

2 前条前段の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの計画期間において

貸付を受けた貸付金のうち、知事が適當と認めるものの償還期限は令和14年度末又は令和17年度末までとすることができます。

（償還方法）

第12条 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、次期計画期間の各年度において、貸付金の3分の1に相当する額を償還しなければならない。

なお、償還する額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて次期計画期間の1年度目の償還金の額に合算するものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、第11条の規定により次期計画期間の3年度目を超える償還期限を認められた貸付金の貸付けを受けた市町村は、次期計画期間の1年度目から償還期限までの各年度において、貸付金を次期計画期間の1年度目から償還期限までの年数で除して得た額に相当する額を償還しなければならない。

（償還期限等の延期）

第13条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、災害等の特別な事情がある場合において、償還期限又は各年度の償還時期の延期を求めるときは、償還期限の20日前までに償還時期等延長申請書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査のうえ、その可否及び償還延长期限を決定し、償還時期等延長決定通知書（様式第13号）により、当該市町村に対し通知するものとする。

（繰上償還）

第14条 貸付金の貸付けを受けた市町村が、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに、繰上償還通知書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

（台帳の整備）

第15条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、基金事業貸付金借入台帳を備え付けて、借入の状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならぬ。

（報告及び調査）

第16条 知事は、必要があると認めるときは、交付又は貸付けを受けた市町村に対し、この要綱に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年1月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から適用する。